

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むアフガニスタン局が合意する生産物及び役務を贈 与するための資金を贈与すること。	8,400,000千円 -----	H16.3.18 カザール で (同日)	日本側 駒野欽一在アフガ ニスタン大使 アフド ラ・アフアドラ外務大臣	H16.9.2 569号
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むアフガニスタン局が合意する生産物及び役務を贈 与するための資金を贈与すること。	1,800,000千円 -----	H16.3.18 カザール で (同日)	日本側 駒野欽一在アフガ ニスタン大使 アフド ラ・アフアドラ外務大臣	H16.9.2 570号
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタン市内大学機材整備計画を実施するために必 要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	416,000千円 H17.3.17まで	H16.3.18 カザール で (同日)	日本側 駒野欽一在アフガ ニスタン大使 アフド ラ・アフアドラ外務大臣	H16.10.4 655号
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタン市内大学機材整備計画を実施するために必 要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	677,000千円 H17.3.31まで	H16.7.8 カザール で (同日)	日本側 駒野欽一在アフガ ニスタン大使 アフド ラ・アフアドラ外務大臣	H17.6.29 541号
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタン市内大学機材整備計画を実施するために必 要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	87,000千円 H17.3.31まで	H16.8.21 カザール で (同日)	日本側 駒野欽一在アフガ ニスタン大使 アフド ラ・アフアドラ外務大臣	H17.5.27 328号
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むアフガニスタン局が合意する生産物及び役務を 購入するための資金を贈与すること。	1,200,000千円 -----	H17.3.24 カザール で (同日)	日本側 加藤元彦在アフガ ニスタン臨時代理大使 アフド ラ・アフアドラ外務大臣	H17.6.17 439号
アフガニスタ ン	アフガニスタン暫定行政機構に 対する贈与に関する日本国政府 とアフガニスタン暫定行政機構 との間の交換公文	アフガニスタンの経済の構造改善努力推進及び債務 問題を含むアフガニスタン局が合意する生産物及び役務を 購入するための資金を贈与すること。	3,000,000千円 (H17年度 862,000千円) H18.3.31まで (H18年度 1,989,000千円) H19.3.31まで (H19年度 149,000千円) H20.3.31まで	H17.5.18 東京で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 アフガニスタン側 アフド ラ・アフアドラ外務大臣	H17.6.24 514号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

アフガニスタンとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アフガニスタ ン	学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との交換公文	学校建設計画を実施するために必要な 1. 校舎の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,022,000千円 H18.3.31まで	H17.7.6 カブール で (同日)	日本側 奥田紀宏在アフガ ニスタン大使 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H17.9.20 937号
アフガニスタ ン	カブール国立博物館展示機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との交換公文	カブール国立博物館展示機材整備計画 のために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	39,200千円 H18.3.31まで	H17.11.28 カブール で (同日)	日本側 奥田紀宏在アフガ ニスタン大使 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H17.12.14 1165号
アフガニスタ ン	アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との交換公文	マザリシャリフ市内道路改修計画を実施するために 必要な生産物及び役務の供与	1,200,000千円 -----	H17.11.28 カブール で (同日)	日本側 奥田紀宏在アフガ ニスタン大使 アフブ ラ・アフアドラ外務大臣	H17.12.20 1175号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。